

半期報告書

(第10期中) 自 平成28年4月1日
至 平成28年9月30日

A v a n S t r a t e 株式会社

東京都品川区西五反田一丁目11番1号

(E24858)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 生産、受注及び販売の状況	5
3. 対処すべき課題	5
4. 事業等のリスク	6
5. 経営上の重要な契約等	7
6. 研究開発活動	8
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	9
第3 設備の状況	11
1. 主要な設備の状況	11
2. 設備の新設、除却等の計画	11
第4 提出会社の状況	12
1. 株式等の状況	12
(1) 株式の総数等	12
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	21
(4) ライププランの内容	22
(5) 発行済株式総数、資本金等の状況	22
(6) 大株主の状況	22
(7) 議決権の状況	23
2. 株価の推移	23
3. 役員の状況	23
第5 経理の状況	24
1. 中間連結財務諸表等	25
(1) 中間連結財務諸表	25
(2) その他	43
2. 中間財務諸表等	44
(1) 中間財務諸表	44
(2) その他	51
第6 提出会社の参考情報	52
第二部 提出会社の保証会社等の情報	53

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月30日
【中間会計期間】	第10期中（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	A v a n S t r a t e 株式会社
【英訳名】	A v a n S t r a t e I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀内 秀樹
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目11番1号
【電話番号】	03(5719)5883 （代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理統括部長 北澤 治
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目11番1号
【電話番号】	03(5719)5883 （代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理統括部長 北澤 治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日
売上高 (千円)	15,576,555	12,094,264	9,832,150	29,021,169	20,751,132
経常利益又は経常損失(△) (千円)	2,036,423	923,296	559,420	2,797,136	△384,469
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益又は親会社株 主に帰属する中間(当期)純 損失(△) (千円)	3,505,312	543,005	△401,536	4,457,977	△8,899,799
中間包括利益又は包括利益 (千円)	3,507,206	542,806	△399,478	4,462,164	△8,904,313
純資産額 (千円)	9,238,391	10,736,153	889,557	10,193,348	1,289,035
総資産額 (千円)	85,399,833	82,368,113	69,489,597	82,436,371	70,489,711
1株当たり純資産額 (円)	93.07	108.16	8.96	102.69	12.99
1株当たり中間(当期)純利 益金額又は1株当たり中間 (当期)純損失金額(△) (円)	35.31	5.47	△4.05	44.91	△89.66
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.8	13.0	1.3	12.4	1.8
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	5,826,329	4,042,329	2,276,384	10,626,088	5,803,748
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	1,483,780	△1,476,577	△1,646,977	631,680	△3,374,748
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△5,710,638	△1,669,001	△767	△8,472,721	△3,915,047
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (千円)	3,713,282	5,795,609	4,041,451	4,898,858	3,412,811
従業員数 (人)	935	916	752	959	880
(外、平均臨時雇用者数)	(54)	(—)	(17)	(8)	(—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 従来、「特別損失」の区分において表示しておりました「支払手数料」は、每期経常的に発生していることから第10期より「営業外費用」の区分において表示する方法に変更いたしました。このため、第8期と第9期の中間連結財務諸表及び連結財務諸表は、当該変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日
売上高 (千円)	130,945	57,072	—	151,915	57,072
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	828,232	△409,554	△870,602	△384,750	△1,703,539
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失 (△) (千円)	1,346,690	△2,543,830	△1,421,671	115,172	△12,114,704
資本金 (千円)	13,537,905	13,537,905	13,537,905	13,537,905	13,537,905
発行済株式総数 (千株)	99,259	99,259	99,259	99,259	99,259
純資産額 (千円)	△5,352,859	△9,128,207	△20,120,753	△6,584,377	△18,699,081
総資産額 (千円)	75,560,733	70,542,713	64,781,048	70,633,066	68,372,025
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△7.1	△12.9	△31.1	△9.3	△27.3
従業員数 (人)	56	53	20	52	53
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従来、「特別損失」の区分において表示しておりました「支払手数料」は、毎期経常的に発生していることから第10期より「営業外費用」の区分において表示する方法に変更いたしました。このため、第8期と第9期の中間財務諸表及び財務諸表は、当該変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、連結子会社であったAvanStrate Asia Pte Ltd.は、平成28年8月20日において清算を結了しました。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、次の連結子会社の清算を結了しております。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
AvanStrate Asia Pte Ltd.	シンガポール共和国	40,000千S\$	液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売	100%	資金の貸付

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年9月30日現在

法人の名称	従業員数（人）
AvanStrate株式会社	20（－）
AvanStrate Taiwan Inc.	598（－）
AvanStrate Korea Inc.	134（17）
合計	752（17）

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 従業員数が平成28年3月期末より128名減少しましたのは、主として業務の合理化に伴う人員の削減によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年9月30日現在

従業員数（人）	20（－）
---------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、労働組合は結成されておられません。労使関係はいずれの会社においても安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における世界経済は、中国経済が減速傾向にあったものの米国や欧州においては底堅く推移したことから、全体としては緩やかな回復基調が続きました。国内経済は、政府による経済政策の効果が下支えとなる一方で円高による輸出低迷が続くなど、全体としては低調な推移となりました。

当社グループの顧客である液晶ディスプレイ・パネル業界におきましては、液晶TVの需要は緩やかに増加、中小型パネルについてはスマートフォン需要は引き続き伸長、モバイルPC向けは減少傾向にあります。

このような状況の中、当社グループにおきましては、引き続き主要顧客との良好な取引関係の維持構築に努めつつ、新規顧客の開拓を進めてまいりましたが、市況低迷による想定以上の価格下落圧力の影響を受けるなど、販売面で厳しい状況となりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高9,832百万円（前年同期比2,262百万円減）となり、営業利益1,872百万円（同241百万円減）、経常利益559百万円（同364百万円減）、親会社株主に帰属する中間純損失△402百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益543百万円）となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは、従来「日本」、「台湾」、「シンガポール」及び「韓国」の4つの地域別のセグメントに区分して報告しておりましたが、当中間連結会計期間より、「液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業」の単一セグメントに変更しております。

この変更は、当社において当中間連結会計期間より組織変更を行い、経営資源の配分等における意思決定のプロセスや、製品、サービスあるいは市場の類似性も考慮した結果、1つの事業セグメントとすることがより合理的であり、かつ、実態に即していると判断したためであります。

これにより、当社グループの報告セグメントは「液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業」の単一セグメントとなることから、前中間連結会計期間のセグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、4,041百万円（前連結会計年度末3,413百万円）となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、税金等調整前中間純利益534百万円に減価償却費1,492百万円、のれん償却額729百万円等の非資金項目を加算し、営業活動に係る債権・債務及び税金等の加減算を行った結果、2,276百万円のプラスとなりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、製造設備の修繕に伴う支払など有形固定資産の取得による支出△1,642百万円が発生した結果、△1,647百万円のマイナスとなりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、リース債務の返済による支出△1百万円等の財務支出があった結果、△1百万円のマイナスとなりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

① 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を法人ごとに示すと、次のとおりであります。

法人の名称	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	前年同期比 (%)
AvanStrate株式会社 (千円)	—	—
AvanStrate Taiwan Inc. (千円)	8,319,661	82.7
AvanStrate Korea Inc. (千円)	1,363,464	73.2
合 計 (千円)	9,683,125	81.2

- (注) 1. 生産金額は、平均販売価格により算出したものであります。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 関係会社間取引は相殺消去しておりません。また、関係会社間振替高を含めて表示しております。

② 受注状況

当社グループは、見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

③ 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を法人ごとに示すと、次のとおりであります。

法人の名称	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	前年同期比 (%)
AvanStrate株式会社 (千円)	—	—
AvanStrate Taiwan Inc. (千円)	8,877,839	85.9
AvanStrate Korea Inc. (千円)	1,455,403	80.7
合 計 (千円)	10,333,242	84.8

- (注) 1. 関係会社間取引は相殺消去しておりません。また、関係会社間振替高を含めて表示しております。
 2. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
Innolux Corporation	10,322,112	85.3	8,411,472	85.6
Samsung Display Co., Ltd.	1,359,364	11.2	143,402	1.5

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間における事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況)

当中間連結会計期間末において、当社グループの業績は連結売上高9,832,150千円、連結営業利益1,872,281千円、連結経常利益559,420千円、親会社株主に帰属する中間純損失△401,536千円となり中間連結貸借対照表の純資産の部の金額は889,557千円となりました。また当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」、「社債」、「長期借入金」及び「関係会社長期借入金」の合計金額は63,498,853千円となっており、手元流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にあります。

上記の業績の結果、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、及びHOYA株式会社からの借入金について、契約に定める平成28年3月期、及び平成28年9月中旬期の財務制限条項に抵触いたしました。さらに、財務制限条項のうち、平成29年3月期及び平成29年9月中旬期における連結純資産の金額を、平成27年3月期における連結純資産の金額の80%以上とする条項、平成29年3月期における連結損益書において当期純利益を計上する条項、及び平成29年3月期及び平成29年9月中旬期におけるフリーキャッシュ・フローを、平成27年9月11日付で作成された該当する事業計画の80%以上に維持する条項に関して、現時点における当社グループを取りまく経営環境及び直近の事業計画に基づくと抵触する可能性が極めて高い状況であります。

上記の財務制限条項は連結財務諸表を基礎として算出される財務指標値により判定されます。当該財務制限条項に抵触し、期限の利益喪失の請求権の放棄又は同条項の変更等の対応ができない場合は、期限の利益を喪失します。また、その場合、当社グループの発行する社債及びその他の借入金についても期限の利益を喪失します。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

1. AvanStrate株式会社のリストラクチャリングの実施

過年度に日本拠点における四日市工場の閉鎖に伴う生産活動の中止及び人員削減を柱としたリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

2. AvanStrate Korea Inc. のリストラクチャリングの実施

過年度にグループレベルでの生産活動の最適化に向けて、AvanStrate Korea Inc. でのリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

3. 受注及び売上高の確保

受注状況が好調な市場にグループの生産能力を重点的に配分するとともに、品質の向上及び新製品の開発により、新規顧客からの継続的な受注の確保に取り組んでおります。

4. 財務体質の改善

製造体制の集中化に伴う関連設備の売却による財務体質の改善に取り組んでまいりました。

5. 資金繰りの安定化

三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、NEXI保険付きローン、及びHOYA株式会社からの借入金について、平成27年10月27日に返済条件の変更を含む変更契約を締結しました。

また、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債については、平成27年10月2日の社債権者集会において、償還条件の変更を含む社債要領の一部変更が承認され、それぞれ平成27年10月8日付で東京地方裁判所の許可を得ました。

上記に加えて、債権を担保とした資金調達による資金繰りの安定化に取り組んでおります。

上述の対応に加えて、取引金融機関等に対しては適時に当社グループの経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一層の安定化に努めております。

また、上記の借入金の返済条件の変更、及び社債の償還条件の変更により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度は低減しております。

これらの対応策の結果、注記事項(重要な後発事象)に記載の通り、平成28年10月31日付で、上記シンジケート・ローン団、及びHOYA株式会社に対し、平成28年3月期の財務制限条項抵触に関して、期限の利益喪失の一切の請求権を放棄すること、及び平成28年9月期の財務制限条項抵触に関して、平成29年4月30日までの間、期限の利益喪失の請求権の一切の権利行使を行わないことの要請を行い、本要請のご承諾を取り付けました。

しかしながら、依然として財務制限条項に変更はないため、現時点における当社グループを取りまく経営環境及び直近の事業計画に基づく、前述の通り平成29年3月期及び平成29年9月中旬期の財務制限条項に抵触する可能性が極めて高い状況であり、当該財務制限条項に抵触し、期限の利益喪失の請求権の放棄又は同条項の変更等の対応ができない場合は、期限の利益を喪失します。

従って、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

上記を除き、当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

5【経営上の重要な契約等】

1 当社グループは、平成22年12月24日付で、以下の融資契約（コーポレート・シンジケート・ローン契約（以下、「コーポレート・シンジケート・ローン契約」といい、かかる契約の修正契約を含む。））及び平成22年12月17日付で独立行政法人日本貿易保険の海外事業資金貸付保険付保ローン契約（以下、「NEXI 保険付きローン契約」という。）を締結しております。

これらコーポレート・シンジケート・ローン契約及びNEXI 保険付きローン契約について、平成27年10月27日付で変更契約及び担保契約（以下、変更契約等）を締結しており、変更後の主な契約内容の概要は、以下のとおりであります。

	コーポレート・シンジケート・ローン契約	NEXI 保険付きローン契約
借入人	当社	AvanStrate Korea Inc.
平成27年10月末日時点の借入額	24,028百万円	12,818百万円
実行日	平成22年12月30日	
満期日	～平成29年10月31日	同左
アレンジャー	アレンジャー 株式会社三菱東京UFJ銀行 ジョイント・アレンジャー 株式会社日本政策投資銀行	アレンジャー 株式会社三菱東京UFJ銀行
貸付人	国内複数金融機関	
保証人	AvanStrate Taiwan Inc.、 AvanStrate Korea Inc.、 AvanStrate Asia Pte Ltd.	当社、 AvanStrate Taiwan Inc.、 AvanStrate Asia Pte Ltd.
担保	当社の保有する当社子会社株式に第一順位の質権設定 当社が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①建物（第一順位） ②機械装置に含まれる保有地金（第一順位） 当社の子会社であるAvanStrate Taiwan Inc. が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①機械装置に含まれる保有地金（第二順位） ②棚卸資産（第一順位） ③建物（第一順位） ④地金を除く機械設備（第一順位及び第二順位）	当社の子会社であるAvanStrate Korea Inc. が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①機械装置に含まれる保有地金（第一順位） ②棚卸資産（第一順位） ③建物（第一順位） ④地金を除く機械設備（第一順位） 当社が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①建物（第一順位） ②機械装置に含まれる保有地金（第一順位） 当社の子会社であるAvanStrate Taiwan Inc. が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①機械装置に含まれる保有地金（第二順位） ②棚卸資産（第一順位） ③建物（第一順位） ④地金を除く機械設備（第一順位及び第二順位）

コーポレート・シンジケート・ローン契約に付されている主要な財務コベナントは『第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（中間連結貸借対照表関係）』に記載のとおりであります。

2 当社は、平成26年6月20日付で、HOYA株式会社と金銭消費貸借契約（以下、「HOYAローン契約」）を締結致しました。また、平成27年10月27日付で当該契約の変更契約を締結致しました。詳細については、下記のとおりであります。

- (1) 資金の用途
既存融資契約に基づく債務の弁済資金
- (2) 借入先の名称
HOYA株式会社
- (3) 平成27年10月末日時点の借入金額
8,225,011千円
- (4) 借入条件
借入金利 市場金利を参考にした変動金利
- (5) 借入返済期限
～平成29年10月31日
- (6) 担保提供資産
当社の子会社であるAvanStrate Taiwawn Inc. が保有・利用している機械装置に含まれる保有地金に第一順位の質権を設定

なお、(重要な後発事象)に記載のとおり、上記コーポレート・シンジケート・ローン契約におけるシンジケート・ローン団及びHOYA株式会社に対して、平成28年3月期の財務制限条項抵触に関して、期限の利益喪失の一切の請求権を放棄すること、及び平成28年9月期の財務制限条項抵触に関して、平成29年4月30日までの間は、期限の利益喪失の請求権の一切の権利行使を行わないことの要請を行い、平成28年10月31日付で、本要請に対して応諾する旨の意思を確認いたしました。

(融資契約)

当社グループは、当中間連結会計期間において、以下の融資契約を締結しております。
主な契約内容は、下記のとおりであります。

	債権及び動産担保貸付
貸付極度額	25億円
貸付実行日	平成28年9月14日
契約期間	1年間
担保対象物	売掛債権及び機械装置
貸付人	安泰銀行

(注) 資金早期回収のためのファクタリングに類する取引であります。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の品質の差別化を図るべく、各子会社の現地拠点で収集した顧客のニーズにマッチした大型化、薄板化、表面品質の安定化及び高精細化対応、並びにコスト削減に向けた研究開発活動を行っております。

これらの研究開発活動として、ガラスの組成開発、溶解及び成形技術開発等（製造工程でいうHOT工程にあたります。）に関する製造技術開発、次世代ガラスの研究開発を実施しております。また、ガラスの加工技術、洗浄及び評価技術等（製造工程でいうCOLD工程にあたります。）についても、製造技術開発、研究開発を実施しております。これらの活動は、主にAvanStrate Taiwan Inc. の開発研究所で実施しております。

その結果、当中間連結会計期間において当社グループの研究開発費は213百万円となりました。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、並びに資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。また、当社グループの中間連結財務諸表で採用する重要な会計方針につきましては、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(資産、負債及び純資産の状況)

当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,000百万円減少し、69,490百万円となりました。負債合計は、前連結会計年度末に比べ601百万円減少し、68,600百万円となりました。これは主に未払費用の755百万円の減少によるものです。また、純資産合計は、前連結会計年度末と比べ399百万円減少し、890百万円となりました。これは、主に親会社株主に帰属する中間純損失△402百万円を計上したことによるものであり、自己資本比率は0.5%減少し1.3%となりました。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間連結会計期間においては、市場環境の影響等により、一部既存顧客への販売が減少しました。また、販売単価の下落が継続した結果、売上高は前年同期比で2,262百万円減少し9,832百万円となりました。

(売上原価)

製造費用削減や歩留改善を始めとする生産性改善に重点的に取り組んだ一方、需要に応じて生産調整を行いました。このような状況の結果、当中間連結会計期間の売上原価は前年同期比で1,009百万円減少し6,300百万円、対売上高比は前年同期比で3.7%上昇し64.1%となりました。

(販売費及び一般管理費並びに営業利益)

当中間連結会計期間の販売費及び一般管理費は、前年同期比で1,012百万円減少し1,660百万円となりました。当中間連結会計期間の販売費及び一般管理費のうち主要なものは、のれん償却額729百万円、研究開発費213百万円、給与158百万円及び賃借料39百万円であります。この結果、当中間連結会計期間の営業利益は前年同期比で241百万円減少し1,872百万円、売上高営業利益率は1.5%上昇して19.0%となりました。

(営業外損益及び経常利益)

当中間連結会計期間の営業外収益は233百万円となり、営業外費用は借入金及び社債に伴う利息等により1,546百万円となった結果、経常利益は559百万円となりました。

(特別損益及び中間純損失)

当中間連結会計期間の特別損失は、固定資産除却損の計上により25百万円となりました。この結果、税金等調整前中間純利益は534百万円となり、これに法人税、住民税及び事業税816百万円、法人税等調整額119百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する中間純損失は△402百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、『第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況』に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造・販売する事業を推進するに当たり、アジアを中心とした国内外の液晶ディスプレイ・パネル業界を取り巻く環境の変化に対して適切な対応をすることが、当社グループの業績に大きな影響を与えるものと認識しております。

当社グループは、液晶ディスプレイ・パネル業界からのニーズに対応すべく、ガラス基板の大型化及びスーパー・グリーン・ガラスの組成や製法の開発等を実現してまいりました。

今後も液晶ディスプレイ・パネル業界を取り巻く環境の変化への対応を最優先課題とし、更なる販売体制の強化、生産体制の強化・拡大・効率化及び品質面での優位性の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

(6) 継続企業の前提に関する事項

「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 継続企業の前提に関する事項」に記載のとおり、当社グループにおいては、借入金に係る財務制限条項への抵触及び借入金の返済に関連して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

1. AvanStrate株式会社のリストラクチャリングの実施

過年度に日本拠点における四日市工場の閉鎖に伴う生産活動の中止及び人員削減を柱としたリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

2. AvanStrate Korea Inc. のリストラクチャリングの実施

過年度にグループレベルでの生産活動の最適化に向けて、AvanStrate Korea Inc. でのリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

3. 受注及び売上高の確保

受注状況が好調な市場にグループの生産能力を重点的に配分するとともに、品質の向上及び新製品の開発により、新規顧客からの継続的な受注の確保に取り組んでおります。

4. 財務体質の改善

製造体制の集中化に伴う関連設備の売却による財務体質の改善に取り組んでまいりました。

5. 資金繰りの安定化

三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、NEXI保険付きローン、及びHOYA株式会社からの借入金について、平成27年10月27日に返済条件の変更を含む変更契約を締結しました。

また、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債については、平成27年10月2日の社債権者集会において、償還条件の変更を含む社債要領の一部変更が承認され、それぞれ平成27年10月8日付で東京地方裁判所の許可を得ました。

上記に加えて、債権を担保とした資金調達による資金繰りの安定化に取り組んでおります。

上述の対応に加えて、取引金融機関等に対しては適時に当社グループの経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一層の安定化に努めております。また、上記の借入金の返済条件の変更、及び社債の償還条件の変更により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度の低減を引き続き進めてまいります。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成28年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成28年11月30日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	99,258,900	99,258,900	非上場	単元株式数100株
計	99,258,900	99,258,900	—	—

(注) 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成20年10月7日臨時株主総会決議及び平成20年10月7日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 （平成28年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成28年10月31日）
新株予約権の数（個）	17,699	17,699
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	6,105	6,169
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,769,900（注）1	1,769,900（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり500（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月11日 至 平成30年10月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	同左

(注) 1. 平成20年10月7日開催の臨時株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、①平成20年9月2日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主（以下、「単独主要株主」という。）並びに平成20年9月2日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。）が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。）に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者は、平成21年10月10日、平成22年10月10日、平成23年10月10日、平成24年10月10日、及び平成25年10月10日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
 - (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。（但し、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。）
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。

- (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
- (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。
- (1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。
株式の数については、新株予約権1個あたり1株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$
- ④ 新株予約権行使期間
行使期間は、平成22年10月11日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成30年10月5日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記3. に準じて決定するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記4. 及び5. に準じて定める。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。
7. 平成22年6月30日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

② 平成21年6月19日定時株主総会決議及び平成21年6月19日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	642	642
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,200(注)1	64,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年6月21日 至平成31年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 平成21年6月19日定時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記の他新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、①平成21年6月3日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主(以下、「単独主要株主」という。)並びに平成21年6月3日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。)が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所(日本国外における同種の組織を含む。)に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、平成22年6月20日、平成23年6月20日、平成24年6月20日、平成25年6月20日、及び平成26年6月20日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
- (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。（ただし、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。）
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。
- (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
- (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。
- (1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。
株式の数については、新株予約権1個あたり1株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

- ③ 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$

- ④ 新株予約権行使期間
行使期間は、平成23年6月21日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成31年6月15日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記3. に準じて決定するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記4. 及び5. に準じて定める。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。

7. 平成22年6月30日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

③ 平成21年11月20日臨時株主総会決議及び平成21年11月20日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	480	480
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	156	156
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000(注)1	48,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年11月21日 至 平成31年11月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 平成21年11月20日臨時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、①平成21年11月20日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主（以下、「単独主要株主」という。）並びに平成21年11月20日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。）が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。）に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者は、平成22年11月20日、平成23年11月20日、平成24年11月20日、平成25年11月20日、及び平成26年11月20日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
 - (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。（ただし、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。）
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。
 - (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
 - (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
 - (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。

(1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社の新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

① 交付する新株予約権の数

当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。

株式の数については、新株予約権 1 個あたり 1 株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により 1 株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$

④ 新株予約権行使期間

行使期間は、平成23年11月21日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成31年11月20日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記 3. に準じて決定するものとする。

⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件

新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記 4. 及び 5. に準じて定める。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。

7. 平成22年 6 月 30 日付で、普通株式 1 株を 100 株に分割しております。

④ 平成22年 3 月 19 日臨時株主総会決議及び平成22年 3 月 19 日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成28年 9 月 30 日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数 (個)	205	205
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	101	101
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	20,500 (注) 1	20,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1 株当たり 1,022 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年 3 月 20 日 至 平成32年 3 月 19 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,022 資本組入額 511	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 平成22年3月19日臨時株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後出資金額＝
$$\frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、①平成22年3月19日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主（以下、「単独主要株主」という。）並びに平成22年3月19日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社（以下「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。）が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。）に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、平成23年3月19日、平成24年3月19日、平成25年3月19日、平成26年3月19日、及び平成27年3月19日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベストイング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベストイングは中止する。なお、ベストイングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベストイング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベストイングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベストイングされていない残りの当該新株予約権も全てベストイングされるものとする。
- (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベストイングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベストイングされていない残りの当該新株予約権は全てベストイングされるものとする。（ただし、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベストイングが中止されていた場合を除く。）
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベストイング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。

- (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。
- (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
- (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。

- (1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

① 交付する新株予約権の数

当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。

株式の数については、新株予約権1個あたり1株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$

④ 新株予約権行使期間

行使期間は、平成24年3月20日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成32年3月19日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記3. に準じて決定するものとする。

⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件

新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記4. 及び5. に準じて定める。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。

7. 平成22年6月30日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成28年4月1日～ 平成28年9月30日	—	99,258,900	—	13,537,905	—	13,537,905

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
HOYA株式会社	東京都新宿区西新宿6丁目10番1号	46,227,200	46.57
Carlyle Japan International Partners II, L.P.	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカーズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド	24,990,200	25.18
Carlyle Japan Partners II, L.P.	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカーズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド	24,130,000	24.31
CJP Co-Investment II B, L.P.	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカーズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド	1,547,300	1.56
Innolux Corporation	台湾350苗栗県科学工業園区竹南園区科学路160号	900,000	0.91
CJP Co-Investment II A, L.P.	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカーズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド	584,300	0.59
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	333,300	0.34
東レエンジニアリング株式会社	東京都中央区日本橋本石町三丁目3番16号	111,100	0.11
牧野純	東京都武蔵野市	60,000	0.06
星野和彦	三重県四日市市	60,000	0.06
計	—	98,943,400	99.68

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 99,258,900	992,589	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	99,258,900	—	—
総株主の議決権	—	992,589	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,412,811	4,041,451
売掛金	※2 2,758,569	※2 3,270,845
商品及び製品	※2 735,622	※2 271,098
仕掛品	※2 437,974	※2 476,224
原材料及び貯蔵品	1,535,206	1,577,335
その他	2,026,327	1,745,243
貸倒引当金	△52,596	—
流動資産合計	10,853,913	11,382,196
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 6,271,373	※2 5,969,556
機械装置及び運搬具（純額）	※2 30,339,579	※2 32,387,302
工具、器具及び備品（純額）	296,350	327,278
建設仮勘定	3,384,704	1,259,046
有形固定資産合計	※1 40,292,006	※1 39,943,182
無形固定資産		
のれん	18,103,706	17,374,700
その他	98,805	84,293
無形固定資産合計	18,202,511	17,458,993
投資その他の資産		
繰延税金資産	559,970	391,257
退職給付に係る資産	31,830	29,635
その他	549,481	284,334
投資その他の資産合計	1,141,281	705,226
固定資産合計	59,635,798	58,107,401
資産合計	70,489,711	69,489,597

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	59,365	37,546
短期借入金	※2 2,500,000	※2 2,500,000
未払費用	1,648,046	893,106
1年内返済予定の長期借入金	—	※2 266,134
1年内返済予定の関係会社長期借入金	—	※2 59,409
1年内償還予定の社債	—	112,970
未払金	450,112	63,471
未払法人税等	623,429	1,129,949
前受金	632,000	560,000
賞与引当金	70,166	205,845
その他	48,623	43,962
流動負債合計	6,031,741	5,872,392
固定負債		
社債	15,928,040	15,815,070
長期借入金	※2 36,845,801	※2 36,579,667
関係会社長期借入金	※2 8,225,011	※2 8,165,603
繰延税金負債	1,796,049	1,790,445
その他	374,033	376,863
固定負債合計	63,168,935	62,727,648
負債合計	69,200,676	68,600,040
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,537,905	13,537,905
資本剰余金	36,651,505	36,651,505
利益剰余金	△48,896,260	△49,297,796
株主資本合計	1,293,150	891,614
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	△4,115	△2,057
その他の包括利益累計額合計	△4,115	△2,057
純資産合計	1,289,035	889,557
負債純資産合計	70,489,711	69,489,597

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	12,094,264	9,832,150
売上原価	7,309,034	6,300,131
売上総利益	4,785,230	3,532,019
販売費及び一般管理費	※1 2,672,229	※1 1,659,738
営業利益	2,113,001	1,872,281
営業外収益		
受取利息	1,677	311
貸倒引当金戻入額	21,023	—
雑収入	—	※2 187,831
作業くず売却益	25,129	22,098
受取手数料	21,371	21,273
その他	7,668	1,472
営業外収益合計	76,868	232,985
営業外費用		
支払利息	299,157	278,245
関係会社支払利息	117,760	112,274
社債利息	339,165	442,003
社債発行費償却	5,004	—
為替差損	99,606	109,158
借入関連費用	255,778	302,500
支払手数料	※3 81,574	※3 30,007
その他	68,529	271,659
営業外費用合計	1,266,573	1,545,846
経常利益	923,296	559,420
特別利益		
受取保険金	411	—
特別利益合計	411	—
特別損失		
固定資産売却損	※4 682	—
固定資産除却損	—	※5 25,247
災害損失	※6 496,555	—
特別損失合計	497,237	25,247
税金等調整前中間純利益	426,468	534,173
法人税、住民税及び事業税	42,663	816,336
法人税等還付税額	△123,210	—
法人税等調整額	△35,990	119,373
法人税等合計	△116,537	935,709
中間純利益又は中間純損失(△)	543,005	△401,536
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)	543,005	△401,536

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
中間純利益又は中間純損失(△)	543,005	△401,536
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	△200	2,058
その他の包括利益合計	△200	2,058
中間包括利益	542,806	△399,478
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	542,806	△399,478

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	13,537,905	36,651,505	△39,996,461	10,192,949	399	399	10,193,348
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する中間純利益			543,005	543,005			543,005
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					△200	△200	△200
当中間期変動額合計	—	—	543,005	543,005	△200	△200	542,805
当中間期末残高	13,537,905	36,651,505	△39,453,456	10,735,954	199	199	10,736,153

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	13,537,905	36,651,505	△48,896,260	1,293,150	△4,115	△4,115	1,289,035
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△401,536	△401,536			△401,536
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					2,058	2,058	2,058
当中間期変動額合計	—	—	△401,536	△401,536	2,058	2,058	△399,478
当中間期末残高	13,537,905	36,651,505	△49,297,796	891,614	△2,057	△2,057	889,557

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	426,468	534,173
減価償却費	1,748,525	1,492,395
のれん償却額	729,006	729,006
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△21,023	△52,596
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△26,854	135,679
受取利息及び受取配当金	△1,677	△311
支払利息	299,157	278,245
関係会社支払利息	117,760	112,274
社債利息	339,165	442,003
借入関連費用	255,778	302,500
固定資産売却損益 (△は益)	682	—
固定資産除却損	—	25,247
災害損失	496,555	—
支払手数料	81,574	30,007
売上債権の増減額 (△は増加)	398,049	△512,276
たな卸資産の増減額 (△は増加)	124,183	384,145
仕入債務の増減額 (△は減少)	28,798	△21,819
未払費用の増減額 (△は減少)	△15,001	△349,130
その他	247,284	383,467
小計	5,228,429	3,913,009
利息及び配当金の受取額	1,677	311
利息の支払額	△423,651	△586,832
社債利息の支払額	△338,240	△651,500
借入関連費用の支払額	△120,000	△75,000
支払手数料の支払額	△79,562	△33,580
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	112,231	△207,456
災害損失の支払額	△338,555	△82,568
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,042,329	2,276,384
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,471,798	△1,641,948
有形固定資産の売却による収入	108	—
無形固定資産の取得による支出	△4,887	△5,029
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,476,577	△1,646,977
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△1,667,609	—
リース債務の返済による支出	△1,392	△767
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,669,001	△767
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	896,751	628,640
現金及び現金同等物の期首残高	4,898,858	3,412,811
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 5,795,609	※1 4,041,451

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当中間連結会計期間末において、当社グループの業績は連結売上高9,832,150千円、連結営業利益1,872,281千円、連結経常利益559,420千円、親会社株主に帰属する中間純損失△401,536千円となり中間連結貸借対照表の純資産の部の金額は889,557千円となりました。また当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」、「社債」、「長期借入金」及び「関係会社長期借入金」の合計金額は63,498,853千円となっており、手元流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にあります。

上記の業績の結果、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、及びHOYA株式会社からの借入金について、契約に定める平成28年3月期、及び平成28年9月中間期の財務制限条項に抵触いたしました。さらに、財務制限条項のうち、平成29年3月期及び平成29年9月中間期における連結純資産の金額を、平成27年3月期における連結純資産の金額の80%以上とする条項、平成29年3月期における連結損益書において当期純利益を計上する条項、及び平成29年3月期及び平成29年9月中間期におけるフリーキャッシュ・フローを、平成27年9月11日付で作成された該当する事業計画の80%以上に維持する条項に関して、現時点における当社グループを取りまく経営環境及び直近の事業計画に基づくと抵触する可能性が極めて高い状況であります。

上記の財務制限条項は連結財務諸表を基礎として算出される財務指標値により判定されます。当該財務制限条項に抵触し、期限の利益喪失の請求権の放棄又は同条項の変更等の対応ができない場合は、期限の利益を喪失します。また、その場合、当社グループの発行する社債及びその他の借入金についても期限の利益を喪失します。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

1. AvanStrate株式会社のリストラクチャリングの実施

過年度に日本拠点における四日市工場の閉鎖に伴う生産活動の中止及び人員削減を柱としたリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

2. AvanStrate Korea Inc. のリストラクチャリングの実施

過年度にグループレベルでの生産活動の最適化に向けて、AvanStrate Korea Inc. でのリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

3. 受注及び売上高の確保

受注状況が好調な市場にグループの生産能力を重点的に配分するとともに、品質の向上及び新製品の開発により、新規顧客からの継続的な受注の確保に取り組んでおります。

4. 財務体質の改善

製造体制の集中化に伴う関連設備の売却による財務体質の改善に取り組んでまいりました。

5. 資金繰りの安定化

三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、NEXI保険付きローン、及びHOYA株式会社からの借入金について、平成27年10月27日に返済条件の変更を含む変更契約を締結しました。

また、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債については、平成27年10月2日の社債権者集会において、償還条件の変更を含む社債要領の一部変更が承認され、それぞれ平成27年10月8日付で東京地方裁判所の許可を得ました。

上記に加えて、債権を担保とした資金調達による資金繰りの安定化に取り組んでおります。

上述の対応に加えて、取引金融機関等に対しては適時に当社グループの経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一層の安定化に努めております。

また、上記の借入金の返済条件の変更、及び社債の償還条件の変更により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度は低減しております。

これらの対応策の結果、注記事項(重要な後発事象)に記載の通り、平成28年10月31日付で、上記シンジケート・ローン団、及びHOYA株式会社に対し、平成28年3月期の財務制限条項抵触に関して、期限の利益喪失の一切の請求権を放棄すること、及び平成28年9月期の財務制限条項抵触に関して、平成29年4月30日までの間、期限の利益喪失の請求権の一切の権利行使を行わないことの要請を行い、本要請のご承諾を取り付けました。

しかしながら、依然として財務制限条項に変更はないため、現時点における当社グループを取りまく経営環境及び直近の事業計画に基づく、前述の通り平成29年3月期及び平成29年9月中間期の財務制限条項に抵触する可能性が極めて高い状況であり、当該財務制限条項に抵触し、期限の利益喪失の請求権の放棄又は同条項の変更等の対応ができない場合は、期限の利益を喪失します。

従って、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。なお、AvanStrate Asia Pte. Ltd. は、平成28年8月20日において清算を結了したため、連結の範囲から除外しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

AvanStrate Taiwan Inc.

AvanStrate Korea Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

全ての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

当社は、貯蔵品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

連結子会社は商品及び製品、仕掛品、原材料は移動平均法による低価法、貯蔵品については個別法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、当社は平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）及び一部の機械装置は定額法によっております。

連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～7年

工具、器具及び備品 2～7年

ロ 無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社の一部について従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により発生翌連結会計年度より費用処理しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、確定給付型年金制度のほか、確定拠出年金制度を採用していません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、「特別損失」の区分において表示しておりました「支払手数料」は、毎期経常的に発生していることから当中間連結会計期間より「営業外費用」の区分において表示する方法に変更いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前中間連結会計期間の経常利益が81,574千円減少しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間において、「その他」に含めておりました「借入関連費用」は重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に計上していた383,062千円は、「借入関連費用」255,778千円、「その他」247,284千円、「借入関連費用の支払額」△120,000千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間連結会計期間から適用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
減価償却累計額	55,046,405千円	40,108,888千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
売掛金	1,366,911千円	1,346,824千円
商品及び製品	735,622	271,098
仕掛品	437,974	476,224
建物及び構築物	5,756,275	5,485,900
機械装置及び運搬具	29,863,480	31,910,011
関係会社貸付金	10,500,000	11,000,000
関係会社株式	34,420,853	34,420,853
計	83,081,115	84,910,910

(注) 関係会社貸付金及び関係会社株式は連結上相殺消去されるため、中間連結財務諸表及び連結財務諸表上は計上されておられません。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
短期借入金	2,500,000千円	2,500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	—	266,134
1年内返済予定の関係会社長期借入金	—	59,409
長期借入金	36,845,801	36,579,667
関係会社長期借入金	8,225,011	8,165,603
計	47,570,813	47,570,813

3 財務制限条項

当社は、平成22年12月24日付で締結した株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとする「金銭消費貸借契約」(以下、「コーポレート・シンジケート・ローン契約」)(なお、平成26年6月20日付及び平成27年10月27日付で締結した変更契約含む。)及び当社が平成26年6月20日付でHOYA株式会社と締結した「金銭消費貸借契約」(以下、「HOYAローン契約」)(なお、平成27年10月27日付で締結した変更契約含む。)に関して、原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。

- (1) 平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成27年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。
- (2) 平成27年3月期、平成28年3月期及び平成29年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。
- (3) 平成26年9月期、平成27年3月期、平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。

財務制限条項に平成28年3月期決算で抵触しており、また、平成28年9月期決算においても抵触することになりましたが、(重要な後発事象)に記載のとおり、上記シンジケート・ローン団及びHOYA株式会社に対して、平成28年3月期の財務制限条項抵触に関して、期限の利益喪失の一切の請求権を放棄すること、及び平成28年9月期の財務制限条項抵触に関して、平成29年4月30日までの間は、期限の利益喪失の請求権の一切の権利行使を行わないことの要請を行い、平成28年10月31日付で、本要請に対して応諾する旨の意思を確認いたしました。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
給与	151,681千円	158,026千円
賞与引当金繰入額	1,641	19,797
退職給付費用	12,759	16,217
賃借料	62,143	39,120
のれん償却額	729,006	729,006
研究開発費	1,034,223	213,435

※2 雑収入

平成27年8月に台湾で発生した台風被害及び、平成28年2月に台湾で発生した地震被害に起因する現状回復に係る未払費用の戻入額であります。

※3 支払手数料には、取引金融機関等との間に設定された金銭消費貸借契約等の変更に関する手数料等が含まれています

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
工具、器具及び備品	682千円	－千円
計	682	－

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
機械装置及び運搬具	－千円	25,247千円
計	－	25,247

※6 災害損失は、平成27年8月に台湾で発生した台風被害に起因する損失であり、主に生産活動の再開に向けた費用を計上しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	99,258,900	—	—	99,258,900
合計	99,258,900	—	—	99,258,900

(注) 当連結会計年度期首において自己株式はなく、当中間連結会計期間における異動がありませんので、自己株式の種類及び株式数については記載していません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	99,258,900	—	—	99,258,900
合計	99,258,900	—	—	99,258,900

(注) 当連結会計年度期首において自己株式はなく、当中間連結会計期間における異動がありませんので、自己株式の種類及び株式数については記載していません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	5,795,609千円	4,041,451千円
現金及び現金同等物	5,795,609	4,041,451

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	3,412,811	3,412,811	—
(2) 売掛金	2,758,569	2,758,569	—
資産計	6,171,380	6,171,380	—
(1) 買掛金	59,365	59,365	—
(2) 短期借入金	2,500,000	2,500,000	—
(3) 長期借入金	36,845,801	35,893,071	△952,730
(4) 関係会社長期借入金	8,225,011	8,034,171	△190,840
(6) 社債	15,928,040	4,677,578	△11,250,462
負債計	63,558,217	51,164,185	△12,394,032

当中間連結会計期間（平成28年9月30日）

	中間連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	4,041,451	4,041,451	—
(2) 売掛金	3,270,845	3,270,845	—
資産計	7,312,296	7,312,296	—
(1) 買掛金	37,546	37,546	—
(2) 短期借入金	2,500,000	2,500,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	266,134	266,134	—
(4) 1年内返済予定の関係会社長期借入金	59,409	59,409	—
(5) 長期借入金	36,579,667	31,501,375	△5,078,292
(6) 関係会社長期借入金	8,165,603	7,791,176	△374,427
(7) 1年内償還予定の社債	112,970	112,970	—
(8) 社債	15,815,070	4,470,681	△11,344,389
負債計	63,536,399	46,739,291	△16,797,108

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 1年内返済予定の関係会社長期借入金、(5) 長期借入金、(6) 関係会社長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) 1年内償還予定の社債及び (8) 社債

これらの時価は、市場価格に基づき算定しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売を主な事業内容としております。従来、国内においては当社、また海外においては台湾、シンガポール、韓国の4つの地域別のセグメントに区分して報告していましたが、当中間連結会計期間より、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントに変更しております。

これにより、当社の報告セグメントは、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントとなることから、前中間連結会計期間のセグメント情報の記載を省略しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	韓国	中国	合計
57,072	10,324,925	1,393,300	318,968	12,094,264

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または、地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	台湾	韓国	合計
4,039,998	28,546,734	14,093,430	46,680,162

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	地域
Innolux Corporation	10,322,112	台湾
Samsung Display Co., Ltd.	1,359,364	韓国

II 当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	韓国	中国	合計
—	8,877,440	143,402	811,309	9,832,150

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または、地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	台湾	韓国	合計
4,031,614	27,807,785	8,103,783	39,943,182

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	地域
Innolux Corporation	8,411,472	台湾

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額(△)	5.47円	△4.05円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額(△)(千円)	543,005	△401,536
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失金額(△)(千円)	543,005	△401,536
普通株式の期中平均株式数(株)	99,258,900	99,258,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回 新株予約権 17,699個 第2回 新株予約権 642個 第3回 新株予約権 480個 第4回 新株予約権 205個 なお、新株予約権の概要は、 第4 提出会社の状況 1株式等の状況(2)「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第1回 新株予約権 17,699個 第2回 新株予約権 642個 第3回 新株予約権 480個 第4回 新株予約権 205個 なお、新株予約権の概要は、 第4 提出会社の状況 1株式等の状況(2)「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

※潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	12.99円	8.96円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	1,289,035	889,557
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	1,289,035	889,557
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(株)	99,258,900	99,258,900

(重要な後発事象)

(財務制限条項)

当社は、平成27年10月27日付で株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン団と締結している「金銭消費貸借契約」の「変更契約」、及び同日付でHOYA株式会社と締結している「金銭消費貸借契約」の「変更契約」に関して、変更契約上の財務制限条項に平成28年3月期決算で抵触しており、また、平成28年9月中間期決算においても抵触することとなりました。当社は、これらの財務制限条項に抵触したことに伴い、シンジケート・ローン団及びHOYA株式会社に対して、平成28年3月期の財務制限条項抵触に関して、期限の利益喪失の一切の請求権を放棄すること、及び平成28年9月期の財務制限条項抵触に関して、平成29年4月30日までの間は、期限の利益喪失の請求権の一切の権利行使を行わないことの要請を行い、平成28年10月31日付で、本要請に対して応諾する旨の意思を確認いたしました。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	446,502	496,009
貯蔵品	1,143,206	1,175,002
関係会社未収入金	11,897,134	11,948,703
関係会社短期貸付金	※1 7,200,000	※1 7,700,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	※1 3,300,000	※1 3,300,000
その他	3,199,781	548,274
関係会社貸倒引当金	△15,734,360	△16,323,976
流動資産合計	11,452,263	8,844,012
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 210,198	※1 205,904
機械及び装置（純額）	※1 3,823,369	※1 3,823,369
工具、器具及び備品（純額）	3,089	2,340
有形固定資産合計	4,036,656	4,031,614
無形固定資産		
のれん	18,103,706	17,374,700
ソフトウェア	90,786	69,664
その他	1,030	991
無形固定資産合計	18,195,522	17,445,355
投資その他の資産		
関係会社株式	※1 34,420,853	※1 34,420,853
その他	266,731	39,215
投資その他の資産合計	34,687,584	34,460,068
固定資産合計	56,919,762	55,937,036
資産合計	68,372,025	64,781,048

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	29,500,000	28,000,000
1年内返済予定の長期借入金	—	※1 168,493
1年内返済予定の関係会社長期借入金	—	※1 59,409
1年内償還予定の社債	—	112,970
未払費用	873,428	473,088
未払法人税等	98,267	56,701
その他	290,609	6,130
流動負債合計	30,762,304	28,876,791
固定負債		
社債	15,928,040	15,815,070
長期借入金	24,027,997	※1 23,859,504
関係会社長期借入金	8,225,011	※1 8,165,603
関係会社債務保証損失引当金	7,155,663	7,212,760
繰延税金負債	954,242	954,242
その他	17,849	17,831
固定負債合計	56,308,802	56,025,009
負債合計	87,071,106	84,901,800
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,537,905	13,537,905
資本剰余金		
資本準備金	13,537,905	13,537,905
その他資本剰余金	23,113,600	23,113,600
資本剰余金合計	36,651,505	36,651,505
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△68,888,491	△70,310,163
利益剰余金合計	△68,888,491	△70,310,163
株主資本合計	△18,699,081	△20,120,753
純資産合計	△18,699,081	△20,120,753
負債純資産合計	68,372,025	64,781,048

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	57,072	—
売上原価	54,782	—
売上総利益	2,291	—
販売費及び一般管理費	1,249,882	1,013,125
営業損失(△)	△1,247,592	△1,013,125
営業外収益		
受取利息	151	3
関係会社受取利息	79,894	115,144
関係会社受取ロイヤリティー	1,578,640	1,283,519
関係会社債務保証損失引当金戻入額	233,416	—
その他	20,009	25,858
営業外収益合計	1,912,110	1,424,524
営業外費用		
支払利息	220,601	208,851
関係会社支払利息	280,579	280,389
社債利息	339,167	442,003
社債発行費償却	5,004	—
借入関連費用	135,778	227,500
支払手数料	※2 81,574	※2 30,007
その他	11,370	93,252
営業外費用合計	1,074,072	1,282,001
経常損失(△)	△409,554	△870,602
特別利益		
関係会社清算益	—	※3 96,676
特別利益合計	—	96,676
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	※4 2,125,812	※4 589,616
関係会社債務保証損失引当金繰入額	—	※5 57,097
特別損失合計	2,125,812	646,713
税引前中間純損失(△)	△2,535,366	△1,420,640
法人税、住民税及び事業税	10,987	1,032
法人税等還付税額	△2,523	—
法人税等合計	8,464	1,032
中間純損失(△)	△2,543,830	△1,421,671

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	13,537,905	13,537,905	23,113,600	36,651,505	△56,773,787	△56,773,787	△6,584,377	△6,584,377
当中間期変動額								
中間純損失（△）					△2,543,830	△2,543,830	△2,543,830	△2,543,830
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△2,543,830	△2,543,830	△2,543,830	△2,543,830
当中間期末残高	13,537,905	13,537,905	23,113,600	36,651,505	△59,317,617	△59,317,617	△9,128,207	△9,128,207

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	13,537,905	13,537,905	23,113,600	36,651,505	△68,888,491	△68,888,491	△18,699,081	△18,699,081
当中間期変動額								
中間純損失（△）					△1,421,671	△1,421,671	△1,421,671	△1,421,671
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△1,421,671	△1,421,671	△1,421,671	△1,421,671
当中間期末残高	13,537,905	13,537,905	23,113,600	36,651,505	△70,310,163	△70,310,163	△20,120,753	△20,120,753

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当中間連結会計期間末において、当社グループの業績は連結売上高9,832,150千円、連結営業利益1,872,281千円、連結経常利益559,420千円、親会社株主に帰属する中間純損失△401,536千円となり中間連結貸借対照表の純資産の部の金額は889,557千円となりました。また当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」、「社債」、「長期借入金」及び「関係会社長期借入金」の合計金額は63,498,853千円となっており、手元流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にあります。

上記の業績の結果、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、及びHOYA株式会社からの借入金について、契約に定める平成28年3月期、及び平成28年9月中間期の財務制限条項に抵触いたしました。さらに、財務制限条項のうち、平成29年3月期及び平成29年9月中間期における連結純資産の金額を、平成27年3月期における連結純資産の金額の80%以上とする条項、平成29年3月期における連結損益書において当期純利益を計上する条項、及び平成29年3月期及び平成29年9月中間期におけるフリーキャッシュ・フローを、平成27年9月11日付で作成された該当する事業計画の80%以上に維持する条項に関して、現時点における当社グループを取りまく経営環境及び直近の事業計画に基づくと抵触する可能性が極めて高い状況であります。

上記の財務制限条項は連結財務諸表を基礎として算出される財務指標値により判定されます。当該財務制限条項に抵触し、期限の利益喪失の請求権の放棄又は同条項の変更等の対応ができない場合は、期限の利益を喪失します。また、その場合、当社グループの発行する社債及びその他の借入金についても期限の利益を喪失します。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

1. AvanStrate株式会社のリストラクチャリングの実施

過年度に日本拠点における四日市工場の閉鎖に伴う生産活動の中止及び人員削減を柱としたリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

2. AvanStrate Korea Inc. のリストラクチャリングの実施

過年度にグループレベルでの生産活動の最適化に向けて、AvanStrate Korea Inc. でのリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

3. 受注及び売上高の確保

受注状況が好調な市場にグループの生産能力を重点的に配分するとともに、品質の向上及び新製品の開発により、新規顧客からの継続的な受注の確保に取り組んでおります。

4. 財務体質の改善

製造体制の集中化に伴う関連設備の売却による財務体質の改善に取り組んでまいりました。

5. 資金繰りの安定化

三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、NEXI保険付きローン、及びHOYA株式会社からの借入金について、平成27年10月27日に返済条件の変更を含む変更契約を締結しました。

また、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債については、平成27年10月2日の社債権者集会において、償還条件の変更を含む社債要領の一部変更が承認され、それぞれ平成27年10月8日付で東京地方裁判所の許可を得ました。

上記に加えて、債権を担保とした資金調達による資金繰りの安定化に取り組んでおります。

上述の対応に加えて、取引金融機関等に対しては適時に当社グループの経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一層の安定化に努めております。

また、上記の借入金の返済条件の変更、及び社債の償還条件の変更により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度は低減しております。

これらの対応策の結果、注記事項(重要な後発事象)に記載の通り、平成28年10月31日付で、上記シンジケート・ローン団、及びHOYA株式会社に対し、平成28年3月期の財務制限条項抵触に関して、期限の利益喪失の一切の請求権を放棄すること、及び平成28年9月期の財務制限条項抵触に関して、平成29年4月30日までの間、期限の利益喪失の請求権の一切の権利行使を行わないことの要請を行い、本要請のご承諾を取り付けました。

しかしながら、依然として財務制限条項に変更はないため、現時点における当社グループを取りまく経営環境及び直近の事業計画に基づく、前述の通り平成29年3月期及び平成29年9月中間期の財務制限条項に抵触する可能性が極めて高い状況であり、当該財務制限条項に抵触し、期限の利益喪失の請求権の放棄又は同条項の変更等の対応ができない場合は、期限の利益を喪失します。

従って、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び一部の機械装置は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～38年
工具、器具及び備品	4～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

関係会社の債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社債務保証損失引当金

関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、当中間会計期間末における損失見込額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) のれんの償却

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

前中間会計期間において、「特別損失」の区分において表示しておりました「支払手数料」は、毎期経常的に発生していることから当中間会計期間より「営業外費用」の区分において表示する方法に変更いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。この結果、前中間会計期間の経常損失が81,574千円増加しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
建物	210,198千円	205,904千円
機械及び装置	3,823,369	3,823,369
関係会社貸付金	10,500,000	11,000,000
関係会社株式	34,420,853	34,420,853
計	48,954,420	49,450,126

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	—	168,493
1年内返済予定の関係会社長期借入金	—	59,409
長期借入金	24,027,997	23,859,504
関係会社長期借入金	8,225,011	8,165,603
計	32,253,009	32,253,009

2 保証債務

次の関係会社について、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
AvanStrate Korea Inc.		
借入債務	12,817,804千円	12,817,804千円
計	12,817,804	12,817,804

3 財務制限条項

当社は、平成22年12月24日付で締結した株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとする「金銭消費貸借契約」(以下、「コーポレート・シンジケート・ローン契約」)(なお、平成26年6月20日付及び平成27年10月27日付で締結した変更契約含む。)及び当社が平成26年6月20日付でHOYA株式会社と締結した「金銭消費貸借契約」(以下、「HOYAローン契約」)(なお、平成27年10月27日付で締結した変更契約含む。)に関して、原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。

- (1) 平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成27年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。
- (2) 平成27年3月期、平成28年3月期及び平成29年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。
- (3) 平成26年9月期、平成27年3月期、平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。

財務制限条項に平成28年3月期決算で抵触しており、また、平成28年9月期決算においても抵触することになりましたが、(重要な後発事象)に記載のとおり、上記シンジケート・ローン団及びHOYA株式会社に対して、平成28年3月期の財務制限条項抵触に関して、期限の利益喪失の一切の請求権を放棄すること、及び平成28年9月期の財務制限条項抵触に関して、平成29年4月30日までの間は、期限の利益喪失の請求権の一切の権利行使を行わないことの要請を行い、平成28年10月31日付で、本要請に対して応諾する旨の意思を確認いたしました。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
有形固定資産	5,105千円	4,828千円
無形固定資産	742,235	739,253

※2 支払手数料には、取引金融機関等との間に設定された金銭消費貸借契約等の変更に関する手数料等が含まれています。

※3 関係会社清算益

当事業年度の関係会社清算益はAvanStrate Asia Pte ltd.の清算に伴うものであります。

※4 関係会社貸倒引当金繰入額

当社の連結子会社であるAvanStrate Korea Inc.は債務超過であり、当該子会社に対する債権について回収可能性を検討した結果、関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

※5 関係会社債務保証損失引当金繰入額

当社の連結子会社であるAvanStrate Korea Inc.への債務保証に係る損失に備えるため、関係会社債務保証損失引当金繰入額を計上しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額34,420,853千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載をしておりません。

当中間会計期間(平成28年9月30日)

子会社株式(中間貸借対照表計上額34,420,853千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載をしておりません。

(重要な後発事象)

(財務制限条項)

当社は、平成27年10月27日付で株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン団と締結している「金銭消費貸借契約」の「変更契約」、及び同日付でHOYA株式会社と締結している「金銭消費貸借契約」の「変更契約」に関して、変更契約上の財務制限条項に平成28年3月期決算で抵触しており、また、平成28年9月中間期決算においても抵触することとなりました。当社は、これらの財務制限条項に抵触したことに伴い、シンジケート・ローン団及びHOYA株式会社に対して、平成28年3月期の財務制限条項抵触に関して、期限の利益喪失の一切の請求権を放棄すること、及び平成28年9月期の財務制限条項抵触に関して、平成29年4月30日までの間は、期限の利益喪失の請求権の一切の権利行使を行わないことの要請を行い、平成28年10月31日付で、本要請に対して応諾する旨の意思を確認いたしました。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第9期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月22日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月30日

AvanStrate株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 年哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAvanStrate株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、AvanStrate株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当中間連結会計期間末において、AvanStrate株式会社グループの業績は連結売上高9,832,150千円、連結営業利益1,872,281千円、連結経常利益559,420千円、親会社株主に帰属する中間純損失△401,536千円となり中間連結貸借対照表の純資産の部の金額は889,557千円となった。また当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」、「社債」、「長期借入金」及び「関係会社長期借入金」の合計金額は63,498,853千円となっており、手許流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にある。

上記の業績の結果、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、及びHOYA株式会社からの借入金について契約書の定める財務制限条項のうち、平成29年3月期及び平成29年9月中間期における連結純資産の金額を、平成27年3月期における連結純資産の金額の80%以上とする条項、平成29年3月期における連結損益書において当期純利益を計上する条項、及び平成29年3月期及び平成29年9月中間期におけるフリーキャッシュ・フローを、平成27年9月11日付で作成された該当する事業計画の80%以上に維持する条項に関して、現時点における会社グループを取りまく経営環境及び直近の事業計画に基づくと抵触する可能性が極めて高い状況である。

上記の財務制限条項は連結財務諸表を基礎として算出される財務指標値により判定される。平成29年3月期及び平成29年9月中間期において、当該財務制限条項に抵触し、期限の利益喪失の請求権の放棄又は同条項の変更等の対応ができず期限の利益を喪失した場合には、会社の発行する社債及びその他の借入金を含めて期限の利益を喪失する。

この状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月30日

AvanStrate株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 年哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAvanStrate株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、AvanStrate株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当中間連結会計期間末において、AvanStrate株式会社グループの業績は連結売上高9,832,150千円、連結営業利益1,872,281千円、連結経常利益559,420千円、親会社株主に帰属する中間純損失△401,536千円となり中間連結貸借対照表の純資産の部の金額は889,557千円となった。また当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」、「社債」、「長期借入金」及び「関係会社長期借入金」の合計金額は63,498,853千円となっており、手許流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にある。

上記の業績の結果、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、及びHOYA株式会社からの借入金について契約書の定める財務制限条項のうち、平成29年3月期及び平成29年9月中間期における連結純資産の金額を、平成27年3月期における連結純資産の金額の80%以上とする条項、平成29年3月期における連結損益書において当期純利益を計上する条項、及び平成29年3月期及び平成29年9月中間期におけるフリーキャッシュ・フローを、平成27年9月11日付で作成された該当する事業計画の80%以上に維持する条項に関して、現時点における会社グループを取りまく経営環境及び直近の事業計画に基づくと抵触する可能性が極めて高い状況である。

上記の財務制限条項は連結財務諸表を基礎として算出される財務指標値により判定される。平成29年3月期及び平成29年9月中間期において、当該財務制限条項に抵触し、期限の利益喪失の請求権の放棄又は同条項の変更等の対応ができず期限の利益を喪失した場合には、会社の発行する社債及びその他の借入金を含めて期限の利益を喪失する。

この状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。